

地域医療連携室業務請負仕様書

地域連携室業務請負契約書第1条第1項に規定する仕様書を、次のとおり定める。
なお、これは仕様の概要を記すものであり、詳細については、甲乙協議するものとする。

1. 履行場所

沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地の1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

2. 勤務時間等

(1) 勤務時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

上記時間帯に、業務従事者を業務量に応じ適正に配置すること。
なお、勤務時間を超える場合、又は暴風雨警報等により業務停止命令があった場合においても所定の業務が終了しない等、円滑な業務処理上必要があれば業務に従事するものとする。

(2) 休日等

勤務を要しない日は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43号）第3条並びに第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

3. 待遇

業務を遂行するに当たって、公立病院としての責任を十分認識し、業務を遂行すること。また、身だしなみ、言葉遣いに注意し、研修会等を通じて職員の待遇に対するスキルアップを図ること。

4. 業務内容

請負業務の内容は、次に掲げる事項及びこれに付随する業務とする。

(1) 地域医療機関との連携業務

- ア. 診療予約の調整
- イ. 予約入力
- ウ. 予約情報の報告
- エ. 予約内容の変更
- オ. 紹介状の登録
- カ. 電話対応
- キ. その他

(2) 紹介患者等の把握・管理

- ア. 診療予約の調整
- イ. 予約入力

- ウ. 予約情報の報告
- エ. 予約内容の変更
- オ. 紹介状の登録
- カ. 電話対応
- キ. その他

(3) 返書の管理

- ア. 作成内容の確認
- イ. 作成状況の確認
- ウ. 郵送、FAX送信
- エ. 作成率の算出
- オ. その他

(4) 地域医療連携室の広報

- ア. 広報誌の作成確認
- イ. 発送
- ウ. 地域医療支援病院運営委員会、懇話会の準備
- エ. 登録医の管理
- オ. その他

(5) 統計業務

- ア. 紹介率・逆紹介率
- イ. 紹介元・逆紹介先
- ウ. その他

5. 特記事項

(1) 業務従事者の配置人数

業務の円滑な処理を保証するため、業務の処理内容等を総合的に勘案した数の業務従事者を配置すること。

業務従事者のほかに、業務の遂行に必要な事務を司る業務責任者を1人配置すること。

業務従事者及び業務責任者の配置人数は、5人とすること。

1週間以上の休暇が発生した場合等、業務の遂行に支障が起りうる場合には、適宜補充を行い、配置人数が4名を下回らないよう対処すること。

(2) 資格要件

業務従事者は、医療機関等での業務経験を一年以上有するか、それに相当する経験を有すること。

常勤職員を配置すること。業務を円滑に遂行できるよう経験年数や、人員配置に配慮し、業務従事者の定着に努めること。

業務従事者の経験年数が確認できる職員配置表及び資格認定書等の写しを事前に提出すること。また、職員の異動があった場合も同様とする。

(3) 教育訓練

ア. 受託者は、受託日までに業務に支障がないよう沖縄県立南部医療センター・こども医療センターに導入された沖縄県病院事業医療統合情報システムのオペレーション業務を修得しておくこと。

イ. 配置しようとする業務従事者に対して、病院窓口における接遇、診療情報管理業務及び当院の電算機等（Excel、Word 等を含む）の操作に必要な教育訓練を実施し、業務の遂行に支障を来さないよう万全を期するものとする。

なお、配置後もこれらの教育訓練を計画的に行うこと。

(4) 業務の処理

ア. 各業務の作業方法及びそのスケジュール等を把握しておくこと。

イ. 病院窓口における苦情処理は、第一次的に業務責任者が行うものとする。

ウ. 処理状況報告

状況報告については、遅滞なく報告しなければならない。

- ① 苦情及び苦情対応の報告
- ② インシデント、ヒヤリ・ハット等の報告
- ③ 月に一回程度のケースカンファレンスの実施

エ. 地域医療連携に関連する、患者からの苦情対応は、第一次的に業務責任者が行うものとし、遅滞なく地域連携室看護師長へ報告すること。

6. 業務従事者の感染対策

(1) 受託者は、業務遂行するにあたり、業務従事者に対しB型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体価検査を実施すること。

(2) 各感染症における抗体価が、陰性または抵抗抗体価と評価された者に対して、「日本環境感染学会医療従事者のためのワクチンガイドライン第2版」で示す基準を満たすまでワクチン接種を実施すること。

(3) 当院の求めに応じて、業務従事者の抗体検査結果、ワクチン接種の状況が確認できる資料を提出すること。

(4) 業務従事者に対し、インフルエンザワクチン並びに新型コロナワクチンを接種すること。

(5) 上記(1)から(4)までの一切の費用は、乙が負担とすること。

7. 大規模災害等への対応

(1) 地震や津波等の大規模災害発生時の業務遂行確認のため、当院担当者と業務責任者が確実に連絡を取るための情報を提供すること。

(2) 地震や津波等の大規模災害発生時に、当院の要請に応じて、可能な限り参集し業務を遂行すること。

8. その他

上記に記載のない事項については両者協議をして定めること。